平成30年度第2回 千葉市美浜区公民館運営審議会議事録

- **1 日** 時 平成31年3月13日(水) 午後2時00分~4時00分
- 2 場 所 稲浜公民館 本館 2 階 研修室
- 3 出席者 (委員:9人)

池田謙司委員長、小椋政子副委員長、臼田稔委員、長岡正明委員、 筒井彰子委員、西村侑身子委員、大橋美枝子委員、加藤明彦委員、川﨑康範委員

(事務局:11人)

田島生涯学習振興課長補佐、柴崎主査、石毛主査補 田中稲浜公民館長、百瀬幕張西公民館長、川上磯辺公民館長、石井幸町公民館長、渡部高浜公民館長、村山打瀬公民館長、高山稲浜公民館副館長、完倉稲浜公民館

主事

4 議 題

(1) 報告事項

ア 平成30年度利用状況について(1月末現在)

イ 平成30年度事業報告について(1月末現在)

(2) 協議事項

ア 平成31年度事業計画について

(3) 報告事項

千葉市公民館設置管理条例の一部改正について

5 議事の概要

(1) 報告事項

ア 平成30年度利用状況について

事務局より、平成30年1月末現在の美浜区公民館の利用状況及び公民館図書室の運営状況 について説明した。

イ 平成30年度事業報告について

事務局より、平成30年度の美浜区公民館の事業報告について説明した。

(2) 協議事項

ア 平成31年度事業計画について

事務局より、平成31年1月末現在の美浜区公民館の事業計画について説明した。

(3) 千葉市公民館設置管理条例の一部改正について

事務局より、千葉市公民館設置管理条例の一部改正について報告した。

6 会議経過

池田委員長 初めに、議事(1)報告事項ア平成30年度利用状況について事務局より説明

願います。

事務局 平成30年1月末現在の美浜区公民館の利用状況及び公民館図書室の運営 状況について、稲浜公民館長が会議資料に沿って説明。

池田委員長 それでは、議事(1)報告事項アについて、質問がございましたらお願いします。

筒井委員 報告のあった修繕費の件ですが、一館当たり60万円ですか。

田中館長 これは、一館当たりではなく、一工事につき60万円以上になると、財団ではなく、市が修繕を行うということです。また、60万円以下の工事の場合であっても、協議が必要となる場合もあります。

筒井委員 その金額をプールしておいて、大きな工事、例えば、幸町公民館のエレベータ -工事などに使うことはできるのですか。

田島補佐 予算単年度主義をとっておりますので、基本的にプールしておくということはできません。幸町公民館のエレベーターの件が出ましたので、お話しさせていただきます。これまでの要望を受けまして、次年度の予算として、実施設計の費用を300万円、計上いたしましたので、設置に向けて取り組んでまいりたいと考えます。

長岡委員 30年度の利用状況として、利用者が減っていることについての理由は、どのように分析していますか。

田中館長 やはり、利用者の高齢化が大きいと考えます。それに伴って、各サークルの参加者も減っており、全体として各公民館の利用者の減少につながっていると考えております。

池田委員長 他にご質問がないようでしたら、議事(1)報告事項イ平成30年度事業報告 について、事務局より説明願います。

事務局 平成30年度の美浜区内各公民館の事業報告について、稲浜公民館副館長及び 各地区公民館長が会議資料に沿って順次説明。

池田委員長 それでは、議事(1)報告事項イ平成30年度事業報告について、質問がございましたらお願いします。

池田委員長 特にご質問がないようでしたら、議事(2)協議事項ア平成31年度事業計画 について、事務局より説明願います。

事務局 平成31年度の美浜区内各公民館の事業計画について、稲浜公民館副館長及び 各地区公民館長が会議資料に沿って順次説明。

池田委員長 それでは、議事(2)協議事項ア平成31年度事業計画について、質問がございましたらお願いします。

小椋委員 幸町公民館や打瀬公民館で、落語をやるということだが、どういう方を呼ぶのですか。

石井館長 幸町では、30年度も実施しましたが、NPO 法人のフォーエバーというと ころにお願いして、実施しました。よく練習をしており、大変好評でした。

村山館長 生涯学習センターに登録しているボランティアの方もいろいろな方がおり、 公民館でも積極的に活用していくと良いと考えています。

小椋委員 以前、大学の落語研究会に来ていただいたこともありましたが、どのように 講師を依頼しているのかと思いまして聞いてみました。

田島補佐
大学の落語研究会は、黒砂公民館などでは、好評のようです。

長岡委員 オレオレ詐欺の問題を取り上げている落語もあるので、そういう点からも活 用を図れると良いと思います。

池田委員長 各館とも、新しい事業に意欲的に取り組もうとしており、良い傾向である と思います。

筒井委員 現在、多国籍化が進んでいるが、公民館の事業は、日本人だけを対象として いるものなのですか。また、外国籍の方が楽しい講座や日本語学習の講座など は実施するのですか。

田中館長 公民館の事業は、日本人だけを対象とするものではありません。しかしながら、外国人への対応については地域課題と捉えていますが、地域に長くお住いの方から取り組んでいるというのが現状です。今後、重要な課題と考え、取り組んでいきたいと考えます。

加藤委員 四年間、委員として参加させていただいているが、今回は各館の方針がはっきりと打ち出されており、講座のための人材発掘の方策も色々と考えており、良い動きとなっているなと思いました。ただ、各公民館の特徴が出てくるのは良いが他の公民館の良さも積極的に取り入れていただければと考えます。また、来館者は館内の掲示物などをよく見ていて、どのような催しがあるのかなど詳しいがそうでない方への働きかけを工夫していただければとも考えます。

田中館長 他の館の良い実施例を取り入れることについては、中核館が中心となり、講 座の実施内容のデータベース化を目指して、検討を始めたところです。

田島補佐

月に一度、区内の公民館長が集まり、館長会議を開いているので、そこでも 情報交換を行っております。また、先ほど、生涯学習センターのボランティア の話が出ましたけれども、市民活動支援センター登録団体も多くありますので、 公民館事業に取り入れたいと考えているところです。

また、広報については、「市政だより」が情報伝達のための大切な手段となっていますが紙面が限られるので、町内自治会へのチラシの回覧をお願いしている館もあります。さらには、教育振興財団が本年度、「千葉市公民館情報誌」を創刊したので、その活用も図っていきたいと考えます。

大橋委員 公民館職員の皆さんは、利用率の向上に向けて努力されていることと思いま

すが、資料を見ても、利用者数減という流れは、一目瞭然であると思います。 利用者の高齢化が主原因であるのは理解するものの、そこに歯止めをかけてい ただきたい。

各公民館から、利用者のサークル化の話が出ていましたが、このことは、メンバーの固定化にもつながるものであり、一長一短があります。そこで、公民館職員の皆さんには、活動の中身にどう係わり、アドバイスするかで、利用者が自立し、周囲に働きかけられるようにしていくことが大切ではないかと思います。また、主催事業に来ていただいた方たちを大切にして、次につなげていくことも大切だと思います。

さらには、これまで公民館は地域の課題を積極的に取り上げ、その解決に向けて取り組んできたと考えますが、現在の広域化の流れもあり、テーマも広がってきていると考えます。これからは、区内の共通課題に取り組むとともに、身近な地域の課題にも、公民館が積極的に取り組むことで、地域の人々も、公民館に寄り添う気持ちが高まってくるのだと思います。これからも、多様な手段を使って、地域に働きかけていっていただきたいと考えるところです。

池田委員長 他にご質問がないようでしたら、提出されました議案等につきまして、ご 異議はございませんか。

各委員 異議なし。

池田委員長 (3)の報告事項、千葉市公民館設置管理条例の一部改正について、それ では事務局からお願いします。

田島補佐 その他として、千葉市公民館設置管理条例の一部改正について、資料を基に報告。

池田委員長何か質問等はありますか。

臼田委員 これは、報告ということなので、ここで議論するものではないということ ですね。4月1日から実施する内容を今、出すとはどういうことなのですか。

田島補佐 議会との関係で、本日、報告させていただいております。また、内容については、社会教育委員会議の中で、話し合ってきていただいているところです。

臼田委員 政治的利用といった場合、公民館では、どういう団体がどう使うのかまで、 チェックできないのではないですか。また、なぜ、使用制限が緩和されることになったのですか。

田島補佐 政治的利用の中の市民を対象とし募集するものについては、インターネット等を利用して募集するものなどを対象とすることを想定しております。また、政治的な利用については、市民の投票率の低下に見られるように、政治意識の低下も問題となっています。そこで、市民の皆さんに、政治への関心をたかめていただくことができるような使用については、その制限を緩和

することになりました。

長岡委員 個人使用については、あくまでも個人、つまり、一人の使用でも良いのですか。

田島補佐 一人での使用を認めるものであり、申し込みの時点では個人での申し込 みとなりますが、使用時には数人で使用するということも可能となっていま す。

> また、申し込みは、直接、公民館の窓口で行うとともに、使用日の5日 前からの申し込みが可能となっています。

長岡委員 公民館は、中学校区に一つの公民館を設置することが原則となっている と思うが、増設の見込みはありますか。

田島補佐 現在のところ、増設の予定はございません。

長岡委員 地域包括ケアシステムとの関連で言えば、個人の使用が可能ということに なれば、なおさら、公民館は地域の高齢者の大切な居場所になると思うが、 所管課としてはどのように考えているのか。

田島補佐 公民館は地域の交流拠点として大切な施設であり、財団とも連携し、子 どもや高齢者の居場所となるようにしていきたいと考えております。今後も、 公民館が地域の福祉を含め課題解決の拠点となるべく全庁的な取り組みを 重ねていきたいと考えます。

臼田委員 政治的利用の具体的な制限の例を教えて下さい。

田島補佐 政党の構成員を勧誘する、支持を求めるなど、特定の政党の利益につな がるような行為はできません。

筒井委員 閉ざされた空間の中では、制限することはできないのではないですか。

田島補佐 使用登録時に使用許可条件を周知するとともに、そのような行為が行われ ていたことが判明すれば、今後の使用を許可しないことといたします。

田中館長 他の公民館の事例として、使用内容について公民館がチェックするという 前提で貸し出したことがあります。また、公民館職員が使用中の部屋に入り、 内容を聞かせていただくこともあり、閉ざされた空間の中での利用ということはないと考えております。

池田委員長 他にないようでしたら、これをもちまして、本日の審議は終了とさせていただ きます。

> 【問い合わせ先】 生涯学習振興課 版1043-245-5954